



平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ノ ー ピ ー ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 井 太
(コード番号：7816 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 國 保 博 之
社 長 室 長
(TEL. 0256-46-5858)

(訂正) 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 12 日に開示いたしました「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に、一部訂正がございますのでお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(訂正前)

(1) 処 分 期 日	平成 28 年 <u>5 月 30 日</u> (予定)
(2) 処 分 株 式 数	当社普通株式 30,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,615 円
(4) 資 金 調 達 の 額	108,450,000 円
(5) 処 分 方 法 (処 分 予 定 先)	第三者割当による処分 (処分予定先：三井住友信託銀行株式会社 (信託E口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融証券取引法による届出の効力発生を条件といたします。

(訂正後)

(1) 処 分 期 日	平成 28 年 <u>6 月 13 日</u> (予定)
(2) 処 分 株 式 数	当社普通株式 30,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,615 円
(4) 資 金 調 達 の 額	108,450,000 円
(5) 処 分 方 法 (処 分 予 定 先)	第三者割当による処分 (処分予定先：三井住友信託銀行株式会社 (信託E口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融証券取引法による届出の効力発生を条件といたします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(訂正前)

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 108 百万円につきましては、平成 28 年 5 月 30 日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際に支出までは、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

(訂正後)

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 108 百万円につきましては、平成 28 年 6 月 13 日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際に支出までは、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(訂正前)

①名称	三井住友信託銀行株式会社 (信託E口)
②信託契約の概要	
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社
受益者	当社役職員のうち受益者要件を満たす者
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	平成 28 年 <u>5 月 30 日</u> (予定)
信託の期間	平成 28 年 <u>5 月 30 日</u> (予定) ~ 平成 31 年 <u>8 月 31 日</u> (予定)
信託の目的	役員株式給付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

(訂正後)

①名称	三井住友信託銀行株式会社 (信託E口)
②信託契約の概要	
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社
受益者	当社役職員のうち受益者要件を満たす者
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	平成 28 年 <u>6 月 13 日</u> (予定)
信託の期間	平成 28 年 <u>6 月 13 日</u> (予定) ~ 平成 31 年 <u>6 月 30 日</u> (予定)
信託の目的	役員株式給付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

11. 処分要項

(訂正前)

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 処分期日 | 平成 28 年 <u>5 月 30 日</u> |
| (2) 申込期日 | 平成 28 年 <u>5 月 30 日</u> |

- (3) 処分株式数 30,000 株
(4) 処分価額 1 株につき 3,615 円
(5) 処分価額の総額 108,450,000 円
(6) 処分方法 三井住友信託銀行株式会社（信託E口）に割当処分します。
(7) 処分の後の自己株式 1,480 株
ただし、平成 28 年 1 月 1 日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めていません。

(訂正後)

- (1) 処分期日 平成 28 年 6 月 13 日
(2) 申込期日 平成 28 年 6 月 13 日
(3) 処分株式数 30,000 株
(4) 処分価額 1 株につき 3,615 円
(5) 処分価額の総額 108,450,000 円
(6) 処分方法 三井住友信託銀行株式会社（信託E口）に割当処分します。
(7) 処分の後の自己株式 1,480 株
ただし、平成 28 年 1 月 1 日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めていません。

以 上